

●▲ みねのぶ



秋播き小麦刈取り作業（(有)岩間ファーム圃場、美唄市峰延町峰樺三区、7月19日）

■発行日/平成29年8月1日/No.1384号

■発行/峰延農業協同組合

〒079-0192 美唄市字峰延37番地

Tel 0126(67)2111 Fax 0126(67)2793

ホームページアドレス <http://www.ja-minenobu.or.jp/>

■編集/総務課 ■印刷/空知印刷株式会社

小麦集出荷調製施設操業開始

小麦集出荷調製施設の本年産麦の受け入れ開始は、前年より1日早い7月24日から始まりました。

刈取作業は管内の早いところで7月19日頃から始まり晴天が続ぎ順調に進んでいます。

小麦集出荷調製施設の出荷一番

乗りは光珠内北の森下勝美さんで「きたほなみ」3、020kgを搬入し、記念として森川組合長からお祝いの品が手渡されました。

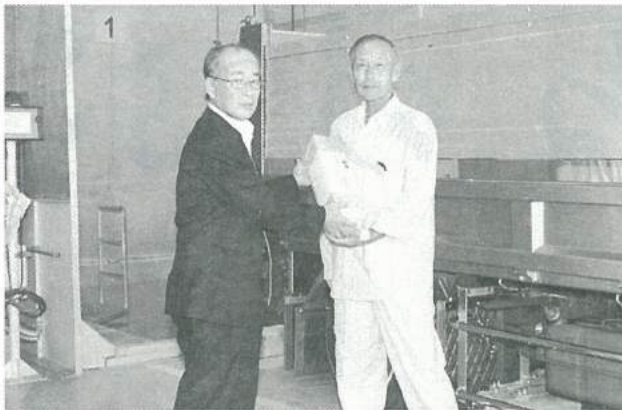
JA営農販売課

☎67-2334

小麦集出荷調製施設

(臨) ☎67-3202

(臨) FAX67-3203



出荷一番乗りの記念品を受け取る森下勝美さん

黄色の「旗の波」で

交通安全を呼び掛ける

6月29日の朝8時から、当JA職員18名が「シートベルト着用」「スピードダウン」「安全運転の励行」と記した黄色い旗を振る

「旗の波作戦」活動を行い、国道12号を往来する車の運転者に交通安全を呼び掛けました。

これは美唄地区安全運転管理者協会に登録する全事業所が取り組む活動で、職場内の交通安全意識の醸成と地域社会で車輛を使つて事業活動をする一員として無事故・無違反を社会に広く訴え掛け「交通事故のない安全で安心な社会の実現」を目指す狙いがあります。



黄色の旗の波で交通安全を呼び掛ける

第6回（7月定例）理事会の開催について

7月25日開催の第6回理事会において次の事項が協議されました。

◇付議事項◇

なし

◇協議事項◇

1. 美唄市道立林業大学校誘致期成会への入会について

一家一國興廢の因果

— 報 徳 —

ある人が来訪した。翁は、たれその家は無事かと聞かれた。客は答えた。彼の父親は、農業出精に村内無比でしたから、

作徳も多くて、豊かに営んできましたが、その子は、べつだん悪いことはありませんが農業に精を出さないで、耕作培養が行き届きません。ただ蒔いては刈り取るだけで、良い肥やしを使うのは損だなどといった、田畑を肥やす利益を知らないのです。ですから父親が死んでまだ四、五年なのに、上田も下田になり、上畑も下畑となつて作徳はなくなり、今日では暮らしにも差し支えるようになりました。

翁は言われた。そなた達、聞いたか。これは農民一家のことでは

あるが、自然の大道理であつて、天下国家の興廢存亡も同じこと。肥やしをやつて作物を作るのと、領民扶育のために財を散じて、民政に力を尽くすのとの相違だけだ。およそ国が廢亡するのは民政が行き届かないことによる。民政が届かない村里は、堤防や用排水がまづ破損する。次には道路や橋梁が破壊する。そうして野橋や作場道などは通路がなくなつてしまふ。堤防や堀割が破損すれば、川村の田畑はまづ荒れ地となる。用排水路が破壊すれば、高い田や低い田は耕作できなくなる。道路が悪ければ牛馬が通れないから、肥料が行き届かず、いくら精農の者でも力を尽くすのに困り果てる。そのため耕作はしても作徳がないから、人家から遠い、不便なところは捨てて耕さなくなる。耕さないから食物が減ずる。食物が減ずるから人民が離散する。人民が離散して田畑が荒れれば租税の減ずるのは眼前ではないか。租税が減れば諸侯が困窮するのは当然のこと、前の農家の興廢と少しも違ふところはない。

— 以下略 —

（夜一三七）

農業用廃ビ・廃プラ回収

青年部が実施

6月30日、JA青年部が農業用廃プラスチック類の回収を行いました。

回収したのは、使用済みのハウ

スビニール、マルチ、育苗箱、肥料袋等で、187人の組合員の皆さんから約45トンの産業廃棄物を回収しました。峰樺3区の農産物検査場所を集められ、排出者（組合員）毎に重量を測定・記録した後

に種類毎に分別して運送会社の大形トラックに積み込まれ苦小牧の産業廃棄物処理業者に搬送されました。



排出者毎に重量を測定

した。

回収した廃プラは固形燃料として産業廃棄物処理業者が運営する苦小牧にある火力発電所で再利用され化石燃料の代替燃料とし有効利用されます。

JAでは、生活環境を守り「環境にやさしい農業」を実践して安全・安心な農産物生産の実践を目指しています。

峰延農協年金友の会

パークゴルフ大会開催

7月4日、峰延農協年金友の会（会長 中西勇夫）のパークゴルフ大会が三笠市岡山にある三笠市パークゴルフ場（36ホール、全長1,774メートル）で開催されました。

参加者は事前に事務局に参加申し込みを行った38名（男性28名、女性10名）、好天に恵まれ参加された皆さんの白熱したプレーが展開されていました。

開会式中中西会長は「怪我のないように楽しんで親睦を深め、日頃の練習の成果を発揮してもらいたい。」と挨拶を述べ、続いて、安達常務理事がお祝いの挨拶を述べました。

参加者は3組に分かれ3つのコースから一斉にスタート、日頃の

練習の成果を発揮しようと真剣にプレーを行い、時々見られる好プレー、珍プレーに歓声や嘆息が起こり和やかに楽しんでいました。

今大会の優勝者は、男性は渡辺幹夫さん（峰延東松盛会）、女性

は渡辺艶子さん（峰延東松盛会）

で昨年同時期の大会に引き続き夫婦揃っての優勝で、競技終了後に表彰式が行われました。



ビールパーティー

盛会裏に終わる

当JAのビールパーティーが7月7日午後4時から当JAビル裏の駐車場に設けた特設会場で開催

し、組合員の皆さまとご家族、地域住民の皆さま等、約300名の方々にお越しいただきました。

会場では、飲み放題のビール・ソフトドリンク等に加えて、焼き鳥（福よし）、和牛ステーキ、手打ちそば、枝豆、から揚げ、ホッケ、ホタテ、イカ、たこ焼き、ソフトクリームを販売。最高気温が前日（6日）の30・5℃に引き続きこの日は34℃と非常に暑く、冷たい生ビールが一段と美味しく飛ぶように出ていました。

高橋美唄市長、野原道議会議員、小関美唄市議会議長のほか、ホク



挨拶を述べる森川組合長

レンや信連、共済連等の岩見沢支所、農業関連団体の職員の皆さまも訪れ会場の皆さまと交流を深めていました。

森川組合長が挨拶に立ち「日頃のご愛顧に感謝を申し上げます。開催4回目のビールパーティーで組合員の皆さま、地域の皆さまと交流が出来る貴重な催しと位置付けています。好天に恵まれ、大勢の皆さまにご来場いただきありがとうございます。と述べました。

焼き鳥や牛肉、海産物を焼く香



福よしの焼き鳥

ばしい煙が立ち込め、時間が経つにつれ盛り上がり、飲み放題のビールが引切り無しに運ばれていました。

余興では、ゴム風船に空気入れで空気を入れ続けて破裂するまでの速さを競う「風船早割対決」、歩数計を装着して一定時間その場で動き歩数計の数値の大きさを競う「歩数王決定戦」が行われ、女性や子供も参加し男性に負けない熱の入った競技に会場が沸いていました。最後は、皆さんお楽しみみのビールチケット番号の抽選会で、期待の豪華景品に安達常務理事が引く当たりナンバーの発表に会場の静寂と喜びと落胆の声が繰り返



満員御礼

されていきました。最後に、伊藤専務理事が閉会の挨拶を述べ、今年のビールパーティーは盛会の内に終わりました。



高橋美咲市長、野原道議会議員も訪れました



お子さんも楽しんでいます



パパ頑張って！（風船早割対決）



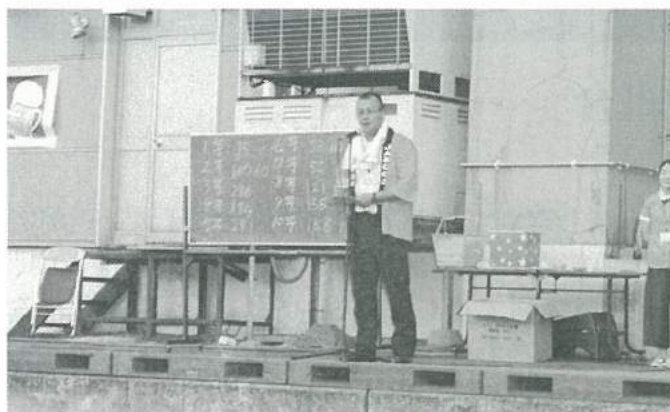
一圓融合の試飲会



盛り上がってきました



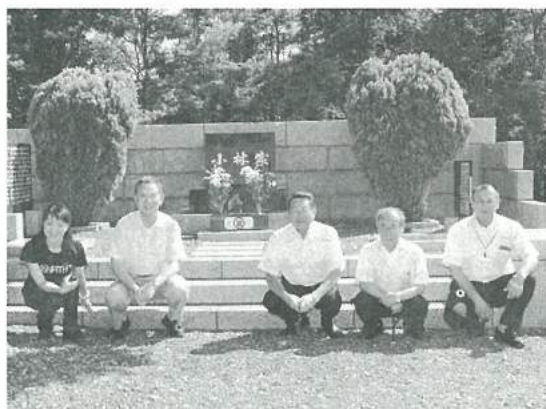
足がおかしくなりそう！（歩数王決定戦）



伊藤専務理事の閉会挨拶



お願い！安達常務、私の番号引いて（抽選会）



墓参に訪れた皆さん

北海道報徳社では毎年、小林篤一翁の墓参を続けていて近年は当 J A 常勤理事も同行し一緒に墓参りを行っています。

7月10日、北海道報徳社の一行が峰延墓地にある小林篤一翁の墓参りに訪れ森川組合長、伊藤専務理事が同行しました。

墓参りに訪れたのは、J A 北海道信連経営管理委員会会長の佐藤彰氏（J A 北いしかり会長理事）、北海道報徳社の柴田常務理事と女性職員の3人で森川組合長、伊藤専務理事と共に墓の周囲を清掃し墓石を洗った後、花を供え線香を手向けました。

小林篤一翁の墓参に訪れる

年金相談会（無料）を開催

7月14日、当 J A で年金相談会を開催しました。

当 J A では、組合員や利用者が安心して年金を受給できるよう、無料の年金相談会を毎年開催していて、今回相談に訪れたのは事前に予約の6人です。

相談を受けたのは荒千鶴社会保険労務士（札幌）で、年金受給に必要な手続きや年金金額の試算など年金に関する疑問について、分かりやすく丁寧に説明していました。



相談の様子

年金のお受け取りは当 J A で

美唄で7月の日最高気温更新

7月は厳しい暑さが続きましたが、各地でさまざまな気象データの記録が更新となりました。

美唄では気象庁の気象データを見ると、7月の日最高気温が更新されました。昭和53年以降の統計で更新後の日最高気温1位が本年7月7日の34.0℃、2位が本年7月10日の33.5℃、3位が本年7月9日の33.2℃で本年7月7日から気温で1位から3位までが更新されました。4位がそれまで1位だった平成12年7月31日の33.1℃、5位が本年7月13日の33.0℃です。その他では、7月の道内での最高気温が30℃以上の真夏日が11日連続となり23年ぶり、7月15日は気象庁の気象データによると、帯広で37.1℃、美幌町で37℃、北見で36.9℃を記録し釧路市や中標津町等で観測史上最高(タイ含む)を記録しました。また、道内で7月に猛暑日(35℃以上)を観測したのがこれで5回目、気象庁が昭和51年に地域気象観測システム(アメダス)での観測を開始してから最多となり、4つの観測点で史上1位の最高気温を更新しました。

【連載】今こそJA!～その意義と役割～

第4回 ライファイゼンの農村信用組合



***F.W. ライファイゼン**
(1818～1888年)
ドイツの農村信用組合の創始に尽力した。

ドイツではイギリスよりも少し遅れて産業革命が起こりました。やがてドイツの農村にも貨幣経済の波が押し寄せ、商人の収奪が横行する中、資金を年率100%という法外な金利で貸し付ける「高利貸し」に頼らざるを得ない状況となり、さらにこれとあわせて凶作が発生するといった悪循環に陥っていました。

こうした惨状を目の当たりにしたライファイゼンは、すすんで富裕者の寄付を仰ぎ、慈善組合を作って困っている人に食糧を与えたり貸付を行ったりしましたが、すぐに事業は行き詰まってしまいました。ライファイゼンは失敗した原因を考えた結果、人に頼り切るのではなく、何よりも自助の精神が基本になればならないと悟ったのです。こうしてライファイゼンは1862年に初めての農村信用組合を作りました。

この農村信用組合は高利貸しに対抗するための仕組みとして、組合員相互が無限責任を負う(他の組合員の負債を連帯保証する)ことで信用力を高めながら、金融業者からまとめて金を借りて、それを組合員同士で低利で融資するものでした。その後、ライファイゼンの農村信用組合は信用事業だけではなく、販売事業や購買事業も行うようになったのです。

こうした信用事業を核とした総合事業の発想は日本の産業組合、現在の農業協同組合のモデルになったといわれています。ライファイゼンが引用したといわれる「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉は今も生き続けているのです。

組合員・利用者の皆様へ

平成29年7月15日からATMの営業時間に変更になりました。

	変 更 前	変 更 後
平 日	9:00～18:00	8:30～18:30
土曜・日曜	9:00～17:00	9:00～18:30

※祝日は休止となります。

※金融店舗窓口の営業時間に変更はありません。

※金融店舗の営業時間外のATMに係るトラブル、障害等につきましてALSOK(総合警備保障㈱)が対応いたします。

※上記の変更時間は当JAに設置のATMに限ります。

JA共済

災害への備えは、強い方がいい。

平成29年4月より、JAの建物更生共済が新しくなりました!

NEW 建物更生共済

むてきプラス



地震などの自然災害に強い

満期共済金がある

ケガにも備えられる

いろいろな出費も安心

消火や見舞いにかかった費用、盗難の再発防止の費用、
当面の生活費、かたづけ費用もお支払い

あの「建更むてき」がさらに安心に、さらにオトクにパワーアップしました。

プラス 少ない掛金負担で大きな保障が可能となりました。

お財布にやさしい

平成29年3月までのご契約
満期共済金の

10倍まで保障が可能

平成29年4月以降のご契約
満期共済金の

最高30倍まで保障が可能

共済掛金例

月払い 13,902円

年払い 159,927円

保障金額
(火災共済金額)

3,000万円

満期共済金 300万円

保障金額
(火災共済金額)

3,000万円

満期共済金 100万円

共済掛金例

月払い 8,374円

年払い 96,369円

※ご契約例(平成29年4月現在)

●共済の対象:建物・住宅物件・耐火造C(省令準耐火建物)・臨時費用共済金の支払割合10%・共済期間30年(継続回数2回)・当初10年間の共済掛金・口座振替扱い・協定共済価額3,000万円・実損てん補特約付

プラス 実損てん補方式が新登場しました。

例えば

建物の価額(協定共済価額):3,000万円

ご加入金額(火災共済金額):1,500万円(付保割合50%=1,500万円÷3,000万円)

台風により
300万円の
損害平成29年3月
までのご契約

比例てん補方式の場合

付保割合(50%)に応じて

300万円×50%=150万円をお支払いします。

平成29年4月
以降のご契約

実損てん補方式※の場合

付保割合(50%)にかかわらず

実損額=300万円をお支払いします。

※所定の条件があります。また、地震等による損害を除きます。

プラス 耐火建物はさらにおトクになります。

●マンション(耐火造A)や省令準耐火建物および収容動産について、平成29年4月より共済掛金区分が見直され、掛金負担が少なくなりました。

プラス 各種費用保障が充実しました。

●水災の時も臨時費用共済金と特別費用共済金がお支払いできるようになりました。
●損害防止費用共済金の支払いが「実損てん補方式」となりました。

プラス 簡易な物置・納屋・車庫や門・塀・カーポートをまとめて自動保障します。

●建物の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一人により占有されているものをいいます。
●建物と従属的な関係にあり、建物の用に供する物をいいます。ただし、区分所有建物を共済の対象とする場合は、共用部分を除きます。
●物置・納屋・車庫は基礎工事が施されているものを除きます。
●植物等の生物、石垣ならびに擁壁および土地の崩壊を防止するための構造物は含みません。

しっかりプラン

持ち家をお持ちの方へ、大切な家族のために。

ご契約例(共済の対象/建物)

- 住宅物件 ●臨時費用共済金の支払割合10%
- 共済期間30年(継続回数2回) ●当初10年間の共済掛金
- 口座振替扱い ●協定共済価額3,000万円 ●実損てん補特約付

お支払例



火災で
全焼した場合

お支払例



台風で屋根が剥がれ
300万円の損害

●火災共済金額 3,000万円 ●満期共済金額 100万円

支払額合計 3,450万円

支払額合計 330万円

耐火造 A 耐火造 B・C 木・防火造

月払掛金	7,264円	8,374円	13,201円
年払掛金	83,416円	96,369円	151,638円

火災共済金 3,000万円
臨時費用共済金 250万円
特別費用共済金 200万円
+ 残存物としかたづけ費用共済金

風水災等共済金 300万円
臨時費用共済金 30万円
+ 残存物としかたづけ費用共済金

ちょこっとプラン

アパート・マンションなどの家財保障をお手軽に。

ご契約例(共済の対象/住宅内収容家財)

- 住宅物件 ●臨時費用共済金の支払割合10%
- 共済期間30年(継続回数2回) ●当初10年間の共済掛金
- 口座振替扱い

お支払例



火災で
全焼した場合

お支払例



台風で家財が破損
100万円の損害

●火災共済金額 500万円 ●満期共済金額 17万円

支払額合計 600万円

支払額合計 110万円

耐火造 A 耐火造 B・C 木・防火造

月払掛金	1,306円	1,433円	2,131円
年払掛金	15,014円	16,453円	24,474円

火災共済金 500万円
臨時費用共済金 50万円
特別費用共済金 50万円
+ 残存物としかたづけ費用共済金

風水災等共済金 100万円
臨時費用共済金 10万円
+ 残存物としかたづけ費用共済金

資金運用プラン

まとまった資金の確かな運用に保障がプラス。

ご契約例(共済の対象/住宅内収容家財)

- 住宅物件 ●臨時費用共済金の支払割合10%
- 共済期間10年 ●口座振替扱い

4,832,438円

一時資金4,826,438円+年払掛金600円×10年

満期共済金500万円 耐火造Aの場合

10年後 → 500万円
差額 167,562円

年平均利回り
0.34%

	満期共済金	100万円	500万円	1,000万円
耐火造 A	払込掛金合計	972,814円	4,832,438円	9,649,549円
	差 額	27,186円	167,562円	350,451円
	年平均利回り	0.27%	0.34%	0.36%
耐火造 B・C	払込掛金合計	976,660円	4,845,324円	9,672,490円
	差 額	23,340円	154,676円	327,510円
	年平均利回り	0.23%	0.31%	0.33%
木・防火造	払込掛金合計	998,498円	4,920,250円	9,805,453円
	差 額	1,502円	79,750円	194,547円
	年平均利回り	0.01%	0.16%	0.19%

お支払例



落雷により電化製品が故障
100万円の損害

支払額合計 110万円

火災共済金 100万円
臨時費用共済金 10万円
+ 残存物としかたづけ費用共済金

満期時には、当初契約どおり満期共済金をお受取りいただけます。

※1. 年払掛金を一括でお支払いいただくこと(前納)はできません(口座振替をご利用ください)。※2. 年平均利回り=(満期共済金-払込掛金合計)÷払込掛金合計÷共済期間(10年)×100 小数点以下3桁目を切り捨てて表示しています(税引前)。※3. 満期前の解約は元本割れすることがあります。※4. 払込掛金と満期共済金の差額は一時所得として所得税等 住民税の対象となります(平成29年1月現在の法令にもとづき記載しています)。

※臨時費用共済金:火災等や風災・ひょう災・雪災・水害により損害を受けたときに生じる臨時の費用に対して、火災・風水災等共済金の額の10%(または30%)をお支払いします。(1回の事故につき、1建物について250万円が限度です。) ※特別費用共済金:火災等や風災・ひょう災・雪災・水災により損害割合が80%以上となる損害を受けたときに生じる特別な費用に対して、火災共済金額の10%をお支払いします。(自然災害の場合は風災・ひょう災・雪災・水災に限ります。1回の事故につき、1建物について200万円が限度です。) ※残存物としかたづけ費用共済金:火災等や風災・ひょう災・雪災・水災により損害を受けた共済の対象の残存物のとりこわし費用、とりかたづけ清掃費用、搬出費用をお支払いします。(1回の事故につき火災・風水災等共済金の額の10%が限度です。)

●この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際は、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

●お問い合わせは

JA共済 JAみねのぶ 貯金共済課 ☎0126-67-2113